

(仮)優良認定動物園の認定要件と審査基準 (条例第 1 章、第 2 章に沿った取り組みを実践する動物園の位置付け)

項目	要件	審査基準
	○認定動物園の要件をみたすこと	認定動物園の各審査基準に同じ
野生動物を主とした飼育・展示	○全ての飼育動物(動物種)について、飼育・展示目的を整理していること	・動物種又は個体を飼育する目的が、生物多様性の保全に寄与するための調査研究、生息域外保全、啓発・教育活動、その他の目的に整理されていること。
	○野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること	・野生動物の生態を発揮できる展示場を整備していること ・野生動物の生息環境を伝える展示デザイン、情報掲載又は提供があること
域外保全	○生息域外保全のための累代飼育に取り組んでいること	・実施する生息域外保全計画における対象種の累代飼育に計画的に取り組んでいること
調査研究	○学会・研究会等に参加し、研究成果を広く市民に発表していること ○記録された研究データ等が、整理されいつでも活用できる情報として保存されていること	・定期的に研究会等に参加していること(従業員が個人的に参加したものではなく、組織としてその研究会等に参加することを決めたものに限る) ・研究成果をインターネット等の不特定多数が閲覧できる場所において公表していること ・記録された研究データが動物種、研究内容等の分類で整理され、データ及び紙媒体等の資料を検索することができるよう長期的に保存されていること
教育活動	○保全のための行動変容を促す啓発・教育活動に取り組んでいること	・個人又は企業が取り組むことのできる環境保全の行動を例示した啓発及びその行動を実践する体験プログラムなどの教育活動があること
	○保全に携わる人材育成につながる教育活動に取り組んでいること	・雇用している職員以外の者に、飼育や診療等の実習等の知識・技術の習得を支援する教育プログラムを実施していること
動物福祉	○動物福祉規程を策定しており、定期的な見直しがあること	・動物福祉規程は、以下のことを含むものであること。 ①組織の取組指針として定められ、公表されていること ②飼育動物全般の共通する動物福祉への影響を考慮した飼育環境整備等の取組指針や5つの領域(栄養、環境、健康、行動、精神状態)に関する評価の実施方針等を定めていること ・動物福祉規程の定期的な見直しの時期や実施方法が明らかであること
	○飼育動物全てについて、定期的に動物福祉の評価を実施し、その結果に応じた改善に取り組んでいること	・動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討されており、措置が必要な場合にはその措置を実施している又は実施に向けた道筋が立てられていること
域内保全	○生息域外保全の対象種以外の生息域内保全への関与があること	・生息地における保全対象種の生息数調査、生息環境調査、生息地の環境改善活動への参加、又はその環境改善に必要な行動の抑制や促進に関する啓発活動、それらの活動を実践する人材の育成活動など生息域内保全に寄与する取組があること
活動情報の公表	○保全活動や動物福祉向上その他の取組状況を不特定多数の者が閲覧できるように公表していること	・条例第7条及び第8条の各項目について、ホームページ等の不特定の多数が閲覧できる場所に随時実施(予定・結果等)の情報を公開していること ・条例第7条及び第8条の各項目について、一定期間の取組をまとめたものを定期的に公開していること

(仮)認定動物園の認定要件と審査基準（条例第2条第3号の定義を満たす動物園）

項目	要件	審査基準
	○準認定施設の要件を満たしていること	準認定施設の各審査基準に同じ
生息域外保全	○1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖（繁殖に寄与する取組を含む）を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域内保全への関与が明確である生息域外保全の計画（以下「保全計画」）を主体的に実施、又はその保全計画に参画していること。また、その保全計画は公表されていること。 ・繁殖の取組については、展示維持のみを目的としたものではないこと ・自施設における繁殖だけでなく、保全計画における他園での繁殖に必要不可欠な取組を含む。ただし、単発的・偶発的に老齢個体や余剰個体を受け入れることや配偶子バンクへ配偶子を提供することその他公表計画の繁殖の取組との関連を明確に説明できないものは除く。
調査研究	○野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察があること ・参考文献等の情報収集・整理・分析・考察等があること
教育活動	○野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の生態や生息環境の変移、人の諸活動との関わり、人がその野生動物の保全のためにできることについて、例示を含めて情報提供していること
動物福祉	<p>○動物園の組織全体の取組指針をまとめたものにおいて、飼育動物の良好な動物福祉を確保することについての意思が確認できること。また、その指針は公表されていること。</p> <p>○飼育マニュアルを1種以上整備（作成又は準用）しており、今後増やしていく予定があること</p> <p>○1種以上の飼育動物について、動物福祉を定期的に評価し、その結果に応じた改善に取り組んでいること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営理念・経営方針等の中で、飼育動物の動物福祉向上に努めていくことが意思表示されており、その取組として動物福祉を定期的に評価し、結果に基づく改善に努めていくことが明記され、公表されていること。 ・飼育マニュアルは、少なくとも以下を含めたものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ①野生における生息環境や対象種の生物学的特徴に関する情報 ②生理生態等に適した飼育施設の目安 ・動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討されており、措置が必要な場合にはその措置を実施している又は実施に向けた道筋が検討されていること
その他	○札幌市の環境保全施策への参加・協力があること	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水環境、土壌汚染など野生動物の存続に影響する環境の改善につながると判断される市の環境配慮制度（環境保全行動計画、自動車使用管理計画、建築物環境配慮制度（CASBEE 札幌）、さっぽろエコメンバー登録制度、事業者の環境配慮活動支援、札幌市電力の調達に係る環境配慮報告等）に1つ以上参加・協力があること

(仮)準認定施設の認定要件と審査基準（条例第2条第3号の定義を満たすまであと一步の施設）

項目	要件	審査基準
運営目的	○生物多様性の保全への寄与を目的に運営していること	・運営事業者の定款、経営方針等動物を飼育する目的を示したものに、生物多様性の保全に寄与することが含まれていること。
野生動物を主とした飼育・展示	○不特定多数を対象に観覧することができる常設施設であること	・年間100日（1日4時間かつ年間400時間）以上営業していること ・一次的な非公開対応を除き、常時不特定多数の人が観覧することができること
	○野生動物に関する調査研究、生息域外保全、教育活動等に供するために野生動物を飼育及び展示しており、その野生動物の飼育等が動物園の最も大きな目的であること	・飼育動物の展示目的が販売や単なる貸出ではないこと ・家畜の展示は、野生動物の展示に必要不可欠であることが明確である、又は生物多様性の保全への寄与を目的とした運営には関係がない家畜の展示について、その展示に係る人件費・飼料等の経費や特定の収入が、野生動物の展示に係る収支を超えていないこと
	○認定動物園の「域外保全」「調査研究」「教育活動」の要件のいずれか2つを満たしていること	認定動物園の審査基準に同じ
域外保全	・1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖又は繁殖に寄与する取組を実施していること	
調査研究	・野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること	
教育活動	・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること	
動物福祉	○動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを今後整備（作成又は準用）する予定がある。	・今後、種別の飼育マニュアルを作成することを明らかにしていること
その他	○動物の飼育及び展示等の実施に関する法令を遵守していること	・動物の展示を不特定多数に観覧してもらうために必要不可欠な法令上の許認可や届け出を適正に実施していること（展示のために必要な飼育施設の設置や移動など動物園において展示するために必要な手続き全てを含む） ・提出書類により、上記以外の事業に関連する法令を遵守していることの宣誓があること